

○自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）新旧対照表
(下線部分は今回改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第5（第4条関係） 生徒合格基準		別表第5（第4条関係） 生徒合格基準	
区 分	合 格 基 準	区 分	合 格 基 準
1～4（略） 5 視 力	（略） 両側とも裸眼視力が <u>0.6以上</u> 、 <u>裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上又は裸眼視力が0.1未満であつて矯正視力がプラスマイナス8.0ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによつて0.8以上であるもの</u>	1～4（略） 5 視 力	（略） 両側とも裸眼視力が <u>0.8以上</u> <u>又は裸眼視力が0.3以上で矯正視力が0.8以上であるもの</u>
6～8（略） 総 合	（略） （略）	6～8（略） 総 合	（略） （略）
備考（略）		備考（略）	